

3. 業務独占のあり方について

観 光 庁
平成28年2月29日

国名	制度概要	資格取得方法	資格取得の効果
中国	国による資格制度	国が実施する試験への合格	① 自国民旅行者を含め、観光ガイドを行うことができるのは有資格者のみ ※1 ② 地方旅遊局で専門警察を組織し、無資格ガイドを取り締まっている。
台湾	国による資格制度	国が実施する試験への合格	自国民旅行者を含め、有償で団体旅行客に観光ガイドを行うことができるのは有資格者のみ
韓国	国による資格制度	国が実施する試験への合格	① 外国人旅行者を取扱う旅行業者・ランドオペレーターに、有資格者の添乗を義務付け ② 観光警察が無資格ガイドを取り締まっている。

※1：無償ガイドの取扱いは不明であり、今後要調査

韓国では、1999年に通訳ガイドの規制緩和を行い、業務独占を廃止。

- 中国語圏を中心に、無資格ガイドの比率が増加。
- 歴史を歪曲・縮小したり、虚偽の説明をするガイドが横行。
- 過度のショッピング誘導と、オプションツアーの強要等により、旅行者からの苦情が増加。

2009年に制度を再度見直し、**旅行業者に有資格者の添乗を義務付け**

海外における通訳案内士制度（欧州諸国）【暫定版】

国名	制度概要	資格取得方法	資格取得の効果
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国による資格制度はない ○ ただしNYC・ワシントンDC等観光客が多い都市においては、資格制度がある 	NYC等が行う試験への合格	自国民旅行者を含め、観光ガイドを行うことができるのは有資格者のみ ※1
イギリス	政府認定の「ツーリスト・ガイド訓練機関」によるレベル別資格制度	研修を受講し、試験に合格することでバッジ付与。	レベルによりバッジの色が定められ、案内可能な施設が決められている。 ※1、2 <ul style="list-style-type: none"> ○ ブルーバッジ：王室関係・ロンドン塔・ウェストミンスター寺院等の重要施設 ○ グリーンバッジ：歴史的建造物や遺産等 ○ ホワイトバッジ：その他の施設
フランス	国による資格制度（地域ガイド制度も存在したが、2011年に廃止）	ガイドの専門学士を保持していること等	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国人旅行者に有償で通訳ガイドを行うことができるのは有資格者のみ ② 国立の美術館や博物館では、無償であっても資格が必要
ドイツ	国による資格制度はない	なし	なし
イタリア	国による資格制度はないが、県レベルで実施	各県が実施している試験への合格	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国人旅行者に通訳ガイドを行うことができるのは有資格者のみ ※1 ② 資格取得者は当該県のみならず、全国でガイドが可能 ③ 美術館・史跡などでは、入場にあたり、有資格者かを厳密にチェック

※1：無償ガイドの取扱いが不明であり、今後要調査

※2：外国人旅行者のみか、自国民旅行者も対象としているかは今後要調査

我が国における国家資格制度

業務独占資格

有資格者以外は当該業務に従事することを禁じるもの。

- ・ 弁護士
- ・ 弁理士
- ・ 医師、看護師
- ・ 理容師、美容師
- ・ 液化ガス石油設備士
- ・ 不動産鑑定士
- ・ 司法書士
- ・ 税理士
- ・ 薬剤師
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ ボイラー技師
- ・ 土地家屋調査士
- ・ 行政書士
- ・ 公認会計士
- ・ 救急救命士
- ・ 潜水士
- ・ 消防設備士
- ・ 通訳案内士
- など

名称独占資格

誰しものが業務に携わることができるが、有資格者以外は当該資格の名称を使用することを禁じるもの

- ・ 介護福祉士
- ・ 訪問介護員
- ・ 製菓衛生師
- ・ 栄養士
- ・ 技術士
- ・ 中小企業診断士
- ・ 社会福祉士
- ・ 保健師
- ・ 調理師
- ・ 管理栄養士
- ・ 技能士
- ・ マンション管理士 など

必置資格

事業者にて特定の公的資格を有する者等の配置や業務への従事を義務づけるもの

- ・ 宅地建物取引士
- ・ 保育士
- ・ 通関士
- ・ 旅行業務取扱管理者
- ・ 旅程管理主任者 など
(いわゆる添乗員)

今回の検討会（平成26年12月～）

- 通訳案内士の質の証明を責任ある主体が行う仕組みは引き続き必要であるが、資格取得者に業務を限定することは、限界があるのではないか。
- 中国ツアーを中心とする現在の問題に鑑みれば、業務独占の見直しは時期尚早。まずは国による無資格ガイドの徹底的な取り締まりが求められる。
- 地域ガイド制度を導入しようとしている中、業務独占を見直すのは、資格取得者の意欲を失わせるのではないか。
- 法律上の「通訳案内」「報酬を得て」に該当する行為の範囲を明確化してほしい。
- 施設の意向に沿って、施設ごとに資格取得者による業務を限定してはどうか。

過去の検討会【「通訳案内士のあり方に関する検討会」（平成21年6月～平成23年3月）】

- 通訳案内士の資格制度をやめれば、質の高いガイドの確保が難しくなるのではないか。
- 通訳案内士がより高いステージで、質の高い案内が確立されるシステムを構築することを前提に、名称独占としてもいいのではないか。
- 通訳案内士の重要性は今後も変わることはなく、通訳案内士の品質確保の面では、試験制度を見直し、100%信頼できるガイドを輩出できる国家資格になるよう見直すべきではないか。
- 社会のニーズが多様化している現状に鑑みれば、サービス供給側も利用者が選べるメニューの供給が求められる。その観点からも業務独占は改善すべきではないか。

業務独占についての論点

通訳案内士制度が創設されて以降、60年以上が経過し、訪日外国人の急増等、周辺環境が大きく変化している。また、様々な資格制度が創設される中で、その法的効果について、一定の考え方が整理されつつある。このような中、業務独占規制の見直しが必要との指摘がなされている。

一方、通訳案内士の業務独占規制については、これまでの長年の歴史と経緯があることから、その見直しに当たっては、以下の点について検討する必要がある。

【論点1】外国人旅行者の増加やニーズの多様化に対応するためには、他の制度を含め、全体としてどのような制度を構築すべきか、また、その中で業務独占をどう位置づけるか。

- ・ 地域や言語の偏りの解消が困難である中、国家資格としての通訳案内士の果たす役割をどう考えるか。
- ・ 旅行者の個別のニーズに対する新たなサービス提供について、その制約とならないためには、どうすべきか。

【論点2】通訳ガイドに対するニーズを満たしながら、どのように品質の確保を図っていくか。

- ・ 試験や研修で担保すべき知識・能力は何か。
- ・ キックバックやいわゆる“ぼったくりツアー”をどのように防止・抑止するのか。
- ・ 名称独占や口コミ等による品質確保機能はどの程度期待できるのか。

【論点3】通訳案内士の問題への対応として、特区制度等を活用した地域ガイドの拡大を図ってきたが、今後その位置づけをどうすべきか。